

「諮問第 32 号の答申 医療施設調査の変更について」
(平成 23 年 4 月 22 日付け府統委第 50 号) における今後の課題

3 今後の課題

上記 2 (2) ^(※) のとおり、今回、一般診療所票及び歯科診療所票について、共同システムを用いたオンライン調査の導入を見送ることは、やむを得ない。

しかしながら、オンライン調査には、回答時のチェック機能の活用による回答の正確性の確保や経路機関の負担軽減、報告者の利便性の向上といった利点があると考えられることから、積極的に推進すべきである。

したがって、今後、一般診療所票及び歯科診療所票についても共同システムを用いたオンライン調査を導入することに関して、共同システムの改修状況や病院票におけるオンライン調査の利用実績等を踏まえて検討を進める必要がある。

(※) 「2 (2)」の記載内容は、以下のとおり。

(2) 調査方法

厚生労働省は、本調査の調査票のうち、病院票について、政府統計共同利用システム(以下「共同システム」という。)を用いたオンライン調査を導入することを計画している。

これについては、本調査に係る前回の統計委員会の答申(平成 20 年 4 月 14 日付け府統委第 54 号)において、今後の課題とされた事項に対応するものであり、適当である。

なお、一般診療所票及び歯科診療所票については、従来どおり、紙媒体の調査票の郵送により調査を実施 ^(注) することとしている。

本調査では、地方公共団体が、審査事務の一環として、提出された調査票と手持ちの台帳との照合を行っているが、現在の共同システムには、この照合作業を円滑に行うための機能までは組み込まれていない。このため、報告者数が病院票(約 8,700)に比べてはるかに多い一般診療所票(約 10 万 1200)及び歯科診療所票(約 6 万 9000)も含めて一斉にオンライン調査を導入すると、審査を行う地方公共団体の事務負担が急激に増加するおそれ大きい。

したがって、病院票以外について、オンライン調査の導入を見送ることはやむを得ない。

(注) 厚生労働省ホームページから電子調査票をダウンロードし、入力した電子調査票を電磁的記録媒体に保存して、郵送提出する方法については、従来から選択可能である。

